平成２３年（へ）第９号
大阪市中央区常盤町２丁目２番28号
申立人　株式会社アベイチ
代表者代表取締役　岡田　敏正
権利を争う旨の申述の終期　平成23年12月８日
平成23年12月12日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ04688
金額　1,147,482円
支払期日　平成23年６月20日
支払地　京都府京都市
支払場所　株式会社南都銀行京都支店
振出日　平成23年２月21日
振出地　京都府綴喜郡井手町
振出人　綿久リネン株式会社　代表取締役　村田　弘志
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第７号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
京都市山科区音羽稲芝15番地１・48番地
申立人　白柏　勝廣
権利の届出の終期　平成23年12月８日
平成23年12月12日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　京都市山科区音羽稲芝15番１
宅地　57.85平方メートル
⑵登記年月日番号　京都地方法務局大正４年６月１日受付第3256号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　大正４年５月１日設定
借賃　１年15円土地14番、建物登記第11号と合併高
支払期　約定中前払
存続期間　契約の日より向う10年間
賃借権者　富山県西礪波郡鷹栖村9167番地
樋掛　みよ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第７９２号
神奈川県小田原市千代215番地の９
債務者　有限会社マユミ
代表者代表取締役　福禄　眞弓
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤嶋　崇友
４　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午前10時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７９８号
神奈川県秦野市河原町２番26号
債務者　株式会社Ｍコーポレーション
代表者代表取締役　向笠　正一
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大森　　淳
４　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午前10時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８０７号
神奈川県小田原市上新田32番地の２飯田ハイツＢ棟102号室
債務者　株式会社大湘
代表者代表清算人　山口　哲敬
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西　　大良
４　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午前11時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８２４号
神奈川県平塚市四之宮６丁目６番18号
債務者　有限会社晴山土木工業
代表者代表取締役　小野　　弘
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　大輔
４　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午前11時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１７６１３号
東京都新宿区西新宿５丁目３番２号
債務者　旭ステップ株式会社
代表者代表取締役　河村　方樹
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西本　邦男
４　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７号
山形県米沢市中央６丁目１―233
債務者　若月　重良
１　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
４　破産債権の届出期間　平成24年１月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前10時20分
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１３６９８号
東京都練馬区田柄４丁目38―７―201
債務者　石川　智成
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松倉　正和
４　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８６号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形3432番地１
債務者　関東木材工業株式会社
代表者代表取締役　小林　文夫
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　孝一
４　破産債権の届出期間　平成24年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午前11時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０８６号
さいたま市北区日進町２丁目1864番地10
債務者　株式会社さいたまソフトウェアセンター
代表者代表清算人　大里　定則
１　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉澤　俊一
４　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４０号
高知県吾川郡いの町中追2021番地
債務者　株式会社隅田建設
代表者代表取締役　隅田　　定
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　重松健二郎
４　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月28日午前11時30分
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６５６号
新潟市中央区鳥屋野431番地96
債務者　ホロニック・カンパニー株式会社
代表者代表取締役　渡邉　松男
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　俊
４　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部